

はじめに

個人事業者の事業承継を促す税制措置の創設は、数年前より検討事項としてあがっていたものの、小規模宅地等の評価減の規定があることにより既に大幅な税負担の軽減が図られていること等を理由として、実現してきませんでした。

しかし、2025年には、わが国の70歳以上の中小企業経営者は245万人に達し、そのうち約半数の127万人（日本企業全体の3分の1）が後継者未定の状態で、これを現状のまま放置すれば、雇用が650万人、GDPが約22兆円失われるという試算が経済産業省・中小企業庁から公表されました。

このような「事業承継は待たなしの課題である」という意識を背景に、まず平成30年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、会社の事業承継（非上場株式等の承継）が行いやすくなりました。

そして、平成31年度税制改正において、個人事業者の事業承継を行いやすくするため、個人版事業承継税制が創設されました。

このように、事業承継関係税制が大きく変化した時代に、私は中小企業庁において中小企業向け税制の改正、特に事業承継関係税制の改正の企画・立案をしており、事業承継税制（特例措置）の創設を担当し、個人版事業承継税制の草案を作成しました。

個人版事業承継税制の制度設計は、基本的には事業承継税制（特例措置）に準じていますが、以下のような個人特有の論点を意識して考えま

した。

- ・ 被相続人の純資産のうち事業用部分のみを納税猶予の対象とし家庭用部分は納税猶予の対象とならない仕組みとすること
- ・ 後継者のみに効果が及ぶようにし、非後継者の相続税額には影響を与えないこと
- ・ 法人に比べて事務処理能力が低いため、煩雑な事務手続きは避けること
- ・ 事業用資産の除却・買替え等の通常の営業活動が確定事由に該当しないようにし、自由な経済取引を阻害する要因とならないようにすること

会社の事業承継税制ほどの適用件数はないと思われるものの、少しでも使いやすくなるように、と考えて制度設計しておりますので、事業承継の場面にある事業者様には是非一度、ご検討いただきたく存じます。

個人版事業承継税制は創設されたばかりで実務上の運用がまだ見えないうところがありますので、本書は複雑な法解釈はなるべく避けて記載し、制度概要を理解していただくことを目的とし、ポイントをQ&A形式でご紹介しております。

最後になりますが、本書の出版にあたりまして、税務研究会の知花氏に大変お世話になりました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

令和元年5月

北澤 淳

目次

I. 制度の概要・主な適用要件

① 制度の概要	2
② 適用要件等の概要	6
③ 適用するための手続き	12
④ 猶予税額の計算方法（贈与）	16
⑤ 猶予税額の計算方法（相続）	21
⑥ 主な適用要件（後継者）	26
⑦ 主な適用要件（先代事業者）	30
⑧ 主な適用要件（先代事業者以外の者）	33
⑨ 個人事業承継計画	36
⑩ 担保の提供	39
⑪ 小規模宅地等との選択適用	41
⑫ 事業用資産の一部贈与	45
⑬ 贈与者が死亡した場合	48
⑭ 具体的な承継パターン	51
⑮ 会社の事業承継税制との相違点	54

II. 適用に関する手続き

① 個人事業承継計画の提出	58
② 認定申請書の提出	60
③ 継続届出書の提出	64
④ 贈与者が死亡した場合の切替確認申請書の提出	66
⑤ 特例事業用資産等を買替えた場合の届出	68
⑥ 法人成りした場合の届出	70

Ⅲ. 免除事由・確定事由

① 全部免除事由	74
② 一部免除事由	77
③ 全部確定事由	81
④ 一部確定事由	84

Ⅳ. ケーススタディ

【事例 1 - 1】 特例事業用資産の占める割合が高い場合（子 1 人）	90
【事例 1 - 2】 特例事業用資産の占める割合が高い場合（子 2 人）	92
【事例 2 - 1】 事業用以外の資産の占める割合が高い場合（子 1 人）	95
【事例 2 - 2】 事業用以外の資産の占める割合が高い場合（子 2 人）	97
【事例 3 - 1】 事業用の借入れが多額にある場合（子 1 人）	100
【事例 3 - 2】 事業用の借入れが多額にある場合（子 2 人）	102

Ⅴ. 定義

参考資料（認定申請書等）	109
--------------	-----

●凡例●

通法	国税通則法
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
円規	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

I. 制度の概要・主な適用要件

1 制度の概要

QUESTION

個人版事業承継税制とは、どのような制度ですか？制度利用のイメージを教えてください。

POINT

後継者の事業用資産取得に係る贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者がさらに次世代の後継者に当該事業用資産を承継した場合等に、その猶予された税額が免除される制度です。

ANSWER

後継者が先代事業者から特定事業用資産（P.106参照）を贈与・相続又は遺贈により取得した場合には、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けたときは、特例受贈事業用資産（特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予制度の適用を受けるものをいいます。）に係る贈与税又は特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予制度の適用を受けるものをいいます。）に係る相続税の100%について納税が猶予されます。

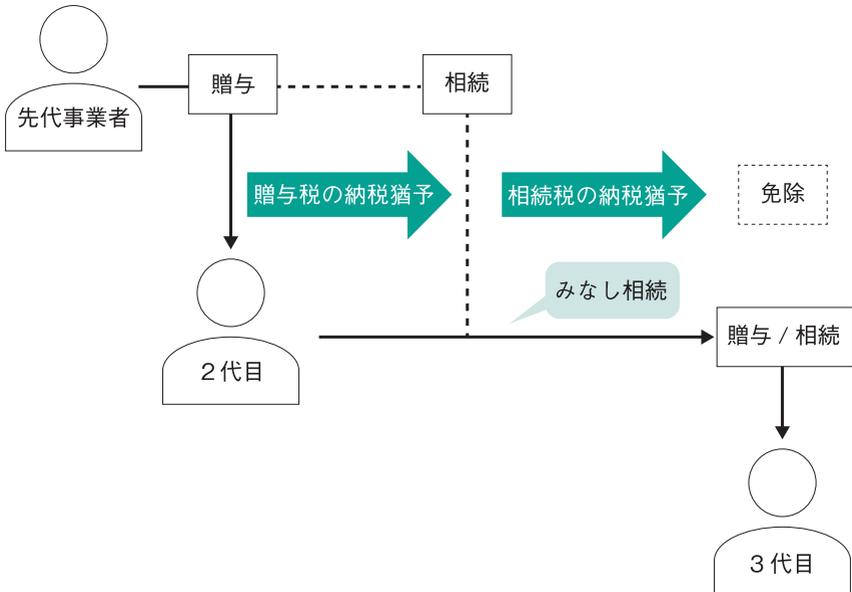
納税を猶予された後継者（2代目）は、さらに次世代の後継者（3代目）にその特例受贈事業用資産又は特例事業用資産（以下、まとめて「特例事業用資産等」といいます。）を承継すれば、その後継者（2代目）について猶予されていた贈与税・相続税は免除されます。

この個人版事業承継税制は、平成30年度税制改正により創設された非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度、いわゆる事業承継税

制（特例措置）に準じて設けられています。

個人版事業承継税制の適用のイメージは、次のとおりです。

【贈与税の納税猶予のイメージ】



贈与により取得した場合には、まずはその特例受贈事業用資産に係る贈与税が猶予されます。

次に、贈与者（先代事業者）に相続が発生した場合には、その猶予された贈与税は免除されます。ただし、その事業用資産をその先代事業者からの相続により取得したものとみなして、相続税の課税対象になります。相続税の納税猶予の要件（被相続人の要件を除きます。）を満たしていることについて都道府県知事の確認を受けただうえで、相続税の申告をした場合には、その特例受贈事業用資産に係る相続税について猶予を受

2 適用要件等の概要

QUESTION

個人版事業承継税制の適用を受けるための条件について教えてください。

また、こういった場合に納税する必要がありますか？

POINT

先代事業者に関する要件、後継者に関する要件のすべてを満たしていることが必要となります。

適用後は、事業継続している限りその納税は猶予されますが、事業を廃業した場合などには納税する必要があります。

ANSWER

(1) 個人版事業承継税制の適用要件

本税制が適用できるかどうかの判断にあたって、先代事業者の要件、後継者の要件をそれぞれ定めており、そのすべてを満たしていることが必要となります。

先代事業者、後継者のそれぞれの主な要件は以下の表のとおりです。

Ⅱ. 適用に関する手続き

1 個人事業承継計画の提出

(1) 提出時期

平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの間に提出

(2) 提出先

前代事業者の納税地がある都道府県庁

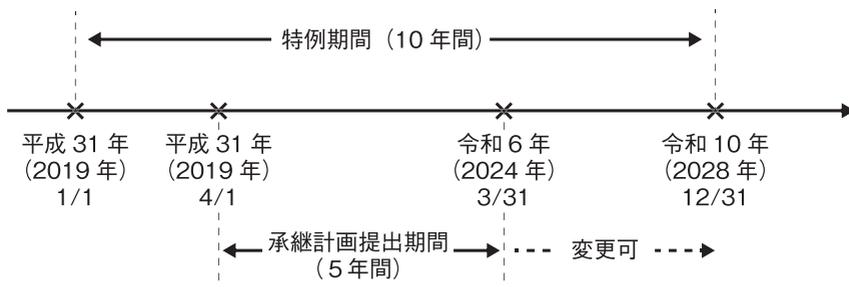
(3) 記載内容

前代事業者（贈与者又は被相続人）の氏名、後継者の氏名、承継までの経営見通し、承継後の事業計画等を記載します。

なお、個人事業承継計画については、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受ける必要があります。

(4) 留意点

令和6年（2024年）3月31日までに提出していれば、その後の変更は何度でも可能です。ただし、変更の都度、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたいうで、都道府県庁に提出する必要があります。



※個人事業承継計画と認定申請書の提出パターンについては、P.14参照。

(5) 都道府県庁への提出書類一覧

個人事業承継計画の提出

- ・ 申請書の原本及び写し
- ・ 確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書
- ・ 上記の青色申告書に添付する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書

※個人事業承継計画の様式は、P.132～135を参照。

関連条文

円規16～19